

駿河土産 卷三

駿河土産卷之三

目録

- 一 駿府御城にて不明御門番八小従人衆へ被 仰付候所、或時村越茂助夜に入帰宅に付、御門不通之事
- 一 或時本多上野助、松平武蔵守の噂申上候付上意の事
- 一 伏見の御城にて松平新太郎始而御目見へ申上候節の事
- 一 醍醐の定行院遠嶋被 仰付候事
- 一 駿府にて奥方の女中、松下浄慶をにくみ候ニ付 上意の事
- 一 関ヶ原御合戦戦後、浅野左京大夫江御加増被下候砌り、後藤庄三郎熊野山参詣ニ付左京大夫事を 上意の事
- 一 権現様或時、御軍法御咄しの事
- 一 権現様駿府御在城の節、尾張・
- 一 紀伊御両家へ御家老職の仁被 仰付候事
- 一 大坂落城の時、 権現様茶臼山より御覧被遊候節の事

駿河土産卷之三

一 権現様駿府に御座被遊候節、不明の御門番の義八小従人衆被相勤候なり、或時村越茂助清見寺へ御使に被参、日暮におよひ帰宅のせつ御門外へ来る、村越茂助ニて候、御使に参り只今帰り候、御門御通し給わり度と被申候へとも、はや刻限過候ニ付此御門より八不被成候と有之所に、安藤産^(マ)兵衛御門内を通りかゝられ、村越茂助に紛無之候、御門を明け通し申様ニと被申候へ八、小従人衆被申候八、各中は当時重き御役をも被勤候人達の口より左様の義を被申て能^(よ)ものにて候哉、日暮候て以後此御門を明け候と有義八決而不罷成候

との答へニ付故茂助八脇御門より入しとなり、此義

権現様御聴に達し、右両人の小従人衆へ御加増被下、式百石とりてなれ候て、紀伊国殿^江御附被遊候となり

一 或時 権現様御前にて本多上野之助、松平武蔵守か噂を被申上候へは武蔵守八よし筑前中納言に似たるそと有 権現様の上意を上野之助心得に八関ヶ原におゐて御約束のことく御味方被致たるを以ての仰と被存候ニ付随分律義成る人にて御座候と被申上候へ八、いや左様にて八なきそ、最早五十万石とも領知するもの八親兄にも目を懸たるかよきなり、律義なるといふはかり

にて八済ことにてもなしとある上意にて候なり

一 権現様御代の義八申に不及

台徳院様御代の頃まで八世上ともに万事手軽き義ともに有之

公義の御規式なとも急度相定りたる御様子も御座なく候となり、 権現様

伏見の御城に御座被遊候節、 松平

新太郎六才になられ候時、はしめて御

目見^{江被} 仰付候節、白き御小袖に

御頭巾被為 召、御脇指をも御差不被遊

御脇ニ被為置、あれ八武蔵守か子か丈夫なる産れつきにて一段の事と有

上意に有之候となり、其後

秀忠様御代となり、新太郎成人にて

江戸へ下り、初て

御目見へ被申上候節、織田常真八大あくらをかき上座にて碁を見物いたし被居候御座布^(しき)にて 御目見へ被

仰付刻^(マ)新太郎そこへはいりや、伯耆八

雪国のよし聞およびたるがそふておじや

るか、勝手へ行て食を喰やれ、大炊同

道せよとの 上意を御坐候となり

御勝手^{江立}御料理を給被申候時、一座の

衆十三人有り、上座八織田常真、其次

の座へ大炊守^(頭)差図にて松平新太郎

着座被致候となり、其節の御料理蕪

汁におろし大根のなます・あらめの煮物

干魚の焼物にて有しと也

右八新太郎殿直物語にて慥成る

事の由なり

一 権現様御在世の内、醍醐の定行

院科(とが)の義有之、遠嶋被 仰付候節
伊豆大嶋を御預け被置候并出志摩
方へ板倉伊賀守書状を被相添
たるにて事済候なり

一 権現様駿府に御座被遊候節、御奥
方の若き女中寄集り居られ、あの
浄慶坊ほとにくき事八無之と口々
にいゝのゝしるを 権現様御聴被遊
年寄女中衆を被為 召、浄慶が事
をは何ゆへあ(の脱方)ことくに八にく三候やと御尋
被遊候へ八、いや別の事にても御座なく
いつれも申候八浅漬の香の物あまりに
塩からく御座候ていつれも給かね申候付、今
少塩をひかへてつけ候様ニ申付給り候様ニと
浄慶方へ度々たのミ遣し候ても、今に
しほからく候ゆへにミな、浄慶をそ

しり候よし被申上候へ八、御聴被遊、夫八
いつれも腹立いたすか尤也、塩からく無之
様に云付てとらすへきそと有仰
にて、其後御善(前)において浄慶を
被為 召、右の段被仰付候へは、浄慶八
御側江はいより何事やらんひそかに
申上候を御笑ひ被成なから御聞被遊候
となり、そのせつ御前において是を
見給ひたる御近習衆不審に存して
跡にて浄慶に逢ひ、其元八何事を
ひそかに被申上候やとの御尋ニ付、浄慶こ
たへ候八、各中も御聞候ことく大根の香の
物の義を 御意ニ付只今のとをり塩
からく仕給させ候てさへ大分に入申事に候
女中の好ミのことくの塩かけんいたし
給させ候八、何ほと入可申もはかりかたく

候に付、左様に八成不申候、御前様に八御聞不被遊分ニて御座なされたるか能御座候と申上候との浄慶申分に有之候と也

右松下浄慶八其節御台所頭などにも有しとかや、今以駿府御城中に浄慶蔵・浄慶門など、申て有之候となり

一 関ヶ原の合戦以後、浅野左京大夫幸長それまで八甲斐の国主にて被居候を御加増にて三十七万石余の知行高にて紀伊国を拝領被 仰付候砌、後藤庄三郎熊野山へ参詣仕候て其後江戸表へ罷下り候節、権現様被仰候八、其方先頃熊野山江罷越候由帰京の節紀伊国へ見舞候や、との御尋ニ付 上意のことく和歌山の城下

に十日余りも逗留仕罷有候と申上候へ八、重て御尋被遊候八、逗留中紀伊守八何をか馳走に被申付たるそと

上意ニ付、紀の川と申て吉野高野の麓より流れ落候大河ニ御座候、此川江船を出し網をおろし魚をとらせ被申候を見物仕、其後山鷹野に罷出申候、是八殊の外目さましき見物事に御座候、此山鷹野の義ニ付今ニおゐて拙者などの合点まいらぬ義御座候と申上候へ八、夫八何事そと有御尋ニ付、雉子山鳥其外鹿・むしなのたくひまでも物数多くとれ申候間、定而きけんよくこれあるへきかと存候へ八、大きに腹立致され勢子奉行をはしめ其外役懸りものともまでさん／＼にしかりに逢ひ

申候、又壹度の山鷹野に八何もとれ不申候て殊外物かすも少く有之候間、定而不機嫌にて可有之かと存候へ八、一段ときけむよく諸役人とも骨折大義に被存候なと、是ありてほうび被致候と申上候へ八 権現様御笑ひ被遊、それは其方ともか合点ゆかさるはつのことなり紀伊守せらるゝか誠の山鷹野といふものにて、物数の多少にかまひなきことなりと 上意被遊候となり

一 権現様に八御年若き御座被遊候節より数度の御陣に御立被遊大切(所方)小所に於て御合戦廻合等に御出合被遊候へとも、何流の御軍法を御用ひ被遊候と有義八無御座、その時々の様子により御見合次第御下知被遊いつとても

御勝利にまかせられ候となり、然る処に天正年中尾張長久手におゐて豊臣太閤(間)秀吉の大軍に御向ひ被遊、小勢を以て大きな御勝軍被遊候付、此後近年のうちに豊臣家と徳川家との大合戦なくて不叶と世上に於ても専ら取沙汰仕、御家中諸人の義八猶以て其覚悟に有之候と也、然る処に三州岡崎の城主石川伯耆守別心にて御家を出奔有之て大閤(間)へ隨身ニ付御家大小の諸人存候八、ミきの伯耆守義八おなし御家老中と申内にも酒井左衛門尉・石川伯耆守兩人の義八いつとても御先手をも被致其身の武功なとも勝れ候を以て御家の壹人とも可申(七カ)の

敵方へ随参と有て八御家の軍立の模様なとも委細敵かたへ相知れ申二付、此已後豊臣家との御一戦とあら八万事被遊にくき御事なるへしとつぶやき候処に、権現様には伯耆守欠落の義を何ともおほし召れさる御やうたいにて一段と御機嫌よろしく御坐被遊候をもつて御家中の諸人不審を多く申けると也、然る処に其頃甲州の御郡代鳥居彦右衛門尉方江被 仰遣候は、信玄時代被申出たる軍法等の書付其外信玄の用ひられし武器・兵具の類八何によらす国中へ相触とり集め浜松の御城内江持参させ候様に被仰出、その奉行には成瀬吉右衛門・岡(部男)次郎右衛門

兩人を被 仰付、惣元(伊)の義八井井直政・榊原康政・本多忠勝此三人立合の吟味に被 仰付、并御家江被 召出候御直参の甲州衆の義八申不及、井伊兵部江御付人に被成おかれたる面々なとへも信玄時代の事を存知たる事を八何事によらす申上候様にとの義にてこと／＼く武器等を御取集め被遊、御吟味のうへにて御家諸色の義信玄流に被遊替させられ、其年の霜月上旬の頃にいたり御家御軍法万事の義を自今已後八武田流に被遊候間、左様ニ相心得候様ニと、御旗元中の義八申不及家中末々の者共までも承知仕るやうにと御触御座候となり、其年北條氏政・

氏直父子領分の境目見分として
国廻り席(序)に三嶋江も可被相越旨
風聞ニ付 権現様より氏政へ被
仰遣候八、我等義多年御隣国にまか
り有、其上近年の義八御縁者にも
罷成候へとも、いまた御息氏直へも不致
対面候処、幸今度三嶋まで御越
の旨承り及候間、御父子へ懸御目
候やうに仕度と有之しか八、氏政返答被
申候八、被仰越候趣致承知候、兼て此
方ニも左様ニ存寄罷在事ニ候間、今度
三嶋迄罷出候節木瀬川を隔て、
懸御目るへくとの返答なり、是に
よつて 権現様被 仰候八、川を
へたて対面と申八こと、く皆隣
国会盟の作法候て、縁者に成たる

専(註)八無之、世上の聞へもいかゝに候間、我等
三嶋江参り御目ニかゝり可申と御旅館
の義と申御心易き事に候へ八、御馳走
かましき義八必以て御無用に候と
可被仰越との義を酒井左衛門尉承り
御前へ罷出被申上候八、今度北條
氏政父子方より木瀬川をへた
て、御目にかゝるへきとの御返答を被申
越候由、左様なるうつけたる事を申仁に
達而御逢被成候与有八専(註)なき御事に候
今度三嶋へ御越被遊御対顔被成候に
おいて八北條家の旗下に御成
被遊たると世上に於て取沙汰可仕候
八必定に候、左様ニ候て八御家の名折
に罷成候間、御無用ニ可被成候と達而被申
上候得共、御同心不被遊思召のとおり

被仰遣候得八、氏政殊外成悦喜にて
大道寺孫九郎・山角紀伊守兩人を
以て御馳走奉行に被申付、御出之日
限相究り候に付、前日(二脱カ)いたり沼津
の(城カ)まで御越被遊、当日成三嶋江
御越被成候処に、終日終夜の御馳走
有之、御歸之節沼津の城の外郭
の屏矢倉をとりこほち候を北條
家より 権現様御見送りとして
参り候使者を被 招呼御見セ被成、今度
父子の衆へ面談申候へ八、弥以て御心易
き間からにて境目の城に八不及と
おもひ外曲輪の要害を八とりくつ
させ候間、其方能見置此趣を氏

世上にかくれなく上方へも相聞え候を
以て、扱は徳川家と北条家は
元来縁者たるか尚亦今度いかやう
の云合せニても有之哉と諸人
疑ひをなし、就中一切の軍法を
信玄流に御改替候との取沙汰有之
以後とても秀吉卿石川伯耆守へ
の懇意において八何の代りたる様子
も是なく候へとも秀吉卿の旗本に
おいて八諸人ともに石川伯耆事を
古曆と仇名付けると也、其後近年
に徳川家と手切の大合戦可有と
の風聞なとひしと相止ミ候となり
一 権現様或時 上意被遊候八、今時
の人頭をもするもの共軍法立をして
床机に腰を懸采幣を以て人

数をさしつかひ手をもよこさす口の先
の下知計にて軍に勝るゝものと
心得て八大きな違ひなり、一手の
将たるものか味方諸人のほんのくほ
はかりをミてさて合戦なとに
勝るゝ事にてなしと仰候となり

一 権現様駿府に御座被遊候節

尾張殿・紀伊殿御両家へ御家
老職の仁吉人ツ、御附可被成との御
思召にて松平周防守・永井右近
兩人江御内意有之候所に、右兩人
共にたとへ御草履をとり候てなりとも
此まゝ御旗本に御奉公申上度との
願ニ付御免被遊候とのとりさたなとも
有之候ニ付、其後にて八人によりちと
御上よりも被 仰付にくゝ下ニしも

御請も仕りかたく可有之かと諸人さゝやき
あへり、其折しもちと御持病なとも
御差おこり被遊、御食事もすゝます
夫故御鷹野にも不被為成候と
なり、時に安藤帯刀・成瀬隼人
兩人打よりひそかに相談被致候八
此間 大御所様には御両殿江の
御附人の義を殊外御苦勞に被

思召候との御事候、何を仕るも御奉公の事
に候間兩人申合、御願可申上との義にて
則 御前におゐて拙者共の様成
不調法の者共にてもくるしからす
被思召候八、御意次第に御両殿へ
御奉公可申上と申上しかは
権現様殊以外の御機嫌にて両
人の心さし御満そく被遊候、御両殿様へ

御附被成候得共、只今迄之通り公義の御用等をも相かわらす可被 仰付候間、左様に相心得可罷在旨被 仰渡、尾張殿江成瀬隼人守、紀伊国殿江安藤帯刀を御附被遊候、その後水戸殿江中山備前守を御附被遊候となり

一大坂にて五月七日落城之節城方の者共と相見へ四、五百人計一所にかたまり居候を 権現様茶臼山の上より御覽被遊、幸ひの事ニ候間、尾張殿・紀伊国殿江も御取 可被遊との 上意にて御両殿ともに早々御越被成候やうにとの御事に候へとも少御延引ニ付、御使番を被為召、隼人のこしぬけめに右兵衛をはやう連てうせおれといへ、との御口上を

とりもなをさす尾張衆いつれも承り候所にて被申渡候へ八、隼人きゝもあへすこの隼人八終に腰をぬかしたるおほへ八無之候、左様ニ被仰候御人こそ武田信玄に御出合あられ候節こしを御ぬかしあられ候と諸人の承るやうに大音に御答へ被申候と也御陣 已後隼人名護屋より駿府江参上して 権現様の御前へ罷出申上候八、去る比大坂落城の日義直公を茶臼山江被招呼候節少御遅参候とて御腹立被遊、重て御使を以て隼人の腰ぬけめに早く御供仕候やうにと被仰下候拙者義八しらミ頭の節より御心易く召仕へたる者の義に御坐候へ八いかやうに

御口きたなく被仰候てもその通りの事に御坐候、御前様の御口上のとをりを其まゝにて諸人の承ると有る考へもなく私へ申聞候、かくのことくの勘弁も無之者共に御使番杯申、大切なる御役義を被仰付被差越候と有八不可然候、右兵衛様今程御年若^(衍)ニ御座候被成候へ八尾張一家中にて八拙者義を鑑柱のやうにいつれも存入れ罷在候所に隼人の腰ぬけめなと有御意を蒙り候て八口もきかれ不申候て諸人の存いれもちかひ申候ニ付、其節おそれかましき御返答申上候間、定て御聴にも達し可申と、其段恐入奉存候と被申上られ候得者

権現様御聞被遊、其方申
処尤至極也、との
上意にて殊外御きけんよかり
しとそ

駿河土産巻之三終